

(平成22年3月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11件

国民年金関係 4件

厚生年金関係 7件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）C工場の資格取得日に係る記録を19年10月1日に、資格喪失日に係る記録を20年7月1日とし、当該期間に係る標準報酬月額を130円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月ごろから20年7月1日まで

私は、旧制中学を卒業した昭和18年4月ごろ、株式会社BのC工場のD事務所に勤務していた叔父に呼び寄せられて就職し、20年7月1日に軍隊に入営する前日まで勤務した。

株式会社BのC工場のD事務所には、叔父、同僚のE氏を含め5人から6人ぐらいが勤務しており、工場で働く寮生の日常生活の管理や備品を調達していた。

勤務していたことを証明する書類は空襲で何もかも焼失して無いが、株式会社BのC工場は厚生年金保険に加入させてくれていたと確信しているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の具体的な供述があること及び株式会社BのC工場保管の「男子工員索引簿」に、申立人が昭和18年4月26日に入社し、配属先はD課と記載があることから、申立人は申立期間において、同社C工場に勤務していたことが確認できる。

また、申立人が株式会社BのC工場に就職する際、その世話を行ったと

するD課の上司であった叔父及び申立人が記憶する同課配属の同僚二人についても健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険に加入していることが確認できる上、当該同僚のうち一人は、株式会社BのC工場が保管する昭和20年10月作成の「F工場職員名簿」において、申立人と同様の職種として記載されていることが確認できることから、株式会社BのC工場は、「申立期間当時、F工場、C工場及びその寮が近接していたことから、統括工場であるF工場のD事務所に在籍していた者の中には、F工場に在籍するとともに、両工場の寮を管理する者がいたことが推測される。F工場職員名簿に記載されている申立人の叔父も、在籍はF工場であったが、C工場のD事務所で勤務していたものと思われる。」としていることから判断すると、申立人だけが厚生年金保険に加入していないのは不自然である。

しかしながら、株式会社BのC工場が保管する昭和21年4月1日現在の「各課所属名簿」では、申立人が配属されたD課から名称が変更されたG課に配属されている者のほぼ全員について、その業種区分が「事務」と記載されていることが確認できる上、当該配属者のいずれも19年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人が工場で働く寮生の生活管理等を行っていたと供述していることから判断すると、申立人も当該配属者と同様、一般職員である男子労働者であり、同年9月30日までは労働者年金保険法の適用を受けない者であったことがうかがえる。

さらに、上記「F工場職員名簿」において申立人は軍休者と記載があり、申立人の出征日については、H県が発行する兵籍証明書により昭和20年7月1日付けで入営したことが確認できることから、申立人は同年6月30日に同工場を退職し、同年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したと推認される。

加えて、株式会社BのC工場に照会したところ、「昭和20年8月以降の人事記録は保管しているが、申立期間に係る関係資料は無く、厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除状況は不明。」との回答であった。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年7月1日までの期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間における標準報酬月額については、同僚の株式会社BのC工場における昭和19年10月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から130円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社BのC工場では、当時の社会保険に係る関係資料が無く、厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除状況を確認するこ

とはできないが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和19年10月1日から20年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主はこの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、昭和18年4月から19年10月1日までの期間については、申立人は、旧制中学を卒業した18年4月ごろ株式会社BのC工場に入社したと供述しているところ、申立人が、同年3月に旧制中学を卒業したことは、I高等学校が保管する同月2日に作成された「第37回卒業生人名簿」により確認できるが、申立人の供述する勤務内容から判断すると、19年9月30日までは労働者年金保険法の適用を受けておらず、同年10月から厚生年金保険に加入したことがうかがえる。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格取得日に係る記録を昭和43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月1日から同年11月1日まで
私は、昭和43年4月1日にA株式会社に入社した。半年後の同年10月1日に同社B支店に転勤し、退職まで休職することなく継続して勤務した。転勤時の手続誤りで厚生年金保険の記録が一部欠落しており納得できないので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された社員名簿及び回答書から判断すると、申立人は、当該事業所に継続して勤務し（昭和43年10月1日にA株式会社本社から同社B支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日について、A株式会社は「辞令等の資料が残っていないため確認できない。」としながらも、支店への転勤時の手続については、「異動日が厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日となる。」と回答しているところ、A株式会社に係る厚生年金被保険者名簿から、申立人と同様に昭和43年10月1日に被保険者資格を喪失している同僚は、転勤先の同社C支店において継続して被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和43年11月の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は適正な届出及び申立期間に係る保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格取得日に係る記録を昭和32年12月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年12月6日から33年3月1日まで

私は、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できないとの回答を受けた。

昭和32年11月ごろ、B事業所のC職長をしていたC職養成所の同級生から誘いを受け、32年12月6日に同事業所に就職した。

しかし、申立期間は厚生年金保険に未加入となっており、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所が保管していた申立人に係る辞令書案及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間において、B事業所に勤務していたことが確認できる。

また、B事業所が保管する申立期間に係る月別の保険計算書から、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額は、申立人の昭和33年1月から同年3月までの期間に係るB事業所が保管していた保険計算書から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B事業所が保管していた健康保険厚生年金保険保険料増減内訳書（昭

和 33 年 3 月分) の増欄に申立人の氏名が確認できる上、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 33 年 3 月、標準報酬月額が 7 等級、厚生年金保険料が 270 円と記載されていることが確認できることから、社会保険事務所は、32 年 12 月から 33 年 2 月までの厚生年金保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和39年11月29日）及び資格取得日（昭和45年7月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和39年11月から40年4月までは3万6,000円、同年5月から44年10月までは6万円、同年11月から45年6月までは10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男（死亡）
基礎年金番号：
生年月日：明治42年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和39年11月29日から45年7月1日まで

私は、昭和11年11月12日にA株式会社に入社し、48年11月29日に退職するまで継続して在籍していた。

昭和38年12月7日から同社B工場次長兼工務部長を務めた後、39年11月28日に同社C事業部D工場所長に就任し、さらに、44年5月29日に同C事業部B工場所長に就任した。

申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保有する人事記録の写し及び在籍証明書の写しから、申立人が申立期間において同社で勤務していたことが確認できる上、同社は、申立人について、正社員として昭和11年11月に入社後、48年11月に退職するまで継続して在籍していたことを証明しており、正社員については、厚生年金保険料を給与から控除していたとしている。

また、申立人の妻が保管する申立人に係る昭和39年分の所得税の確定申告

書の写しにおいて、社会保険料控除欄の健康保険保険料外 3 万 6,279 円と記載されており、申立人の給与所得から厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 株式会社における昭和 39 年 10 月の厚生年金保険被保険者原票の記録及び 45 年 7 月の厚生年金保険被保険者原票の記録並びに申立人の妻が保管する申立人に係る昭和 39 年分の所得税の確定申告書の写しを検証したところ、申立期間の最高等級であったものと推認されることから判断すると、39 年 11 月から 40 年 4 月までは 3 万 6,000 円、同年 5 月から 44 年 10 月までは 6 万円、同年 11 月から 45 年 6 月までは 10 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 39 年 11 月から 45 年 6 月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を平成2年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月31日から同年11月1日まで
昭和63年4月11日から平成2年10月31日までA株式会社に勤務し、同年10月分の厚生年金保険料を納付しているはずであるが、同月分が未納となっているので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人は、A株式会社に平成2年10月31日まで勤務していたことが認められる。

また、A株式会社において、申立期間当時の経理担当者が取り扱ったと思われる期間を中心に、月初日において厚生年金保険被保険者の資格を喪失している者9人を抽出し、死亡者及び連絡先不明の者を除く6人に退職した月の勤務状況について照会した結果、4人から回答があり、月末まで勤務して退職したと回答した者が3人、覚えていないと回答した者が1人であったことから判断すると、申立期間当時、同社では、月末まで勤務した者は翌月の1日付けで厚生年金保険被保険者の資格を喪失させる取扱いとしていた状況が推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における平成2年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥

当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の資料が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を平成2年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所にこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和19年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年10月から20年9月までの期間は90円、20年10月から21年9月までの期間は100円、21年10月から22年5月までの期間は180円、22年6月から同年8月までの期間は200円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から22年9月1日まで

昭和10年1月8日にA株式会社B支店に入社したが、19年から同社C工場に勤務し22年に帰国したが、その間の厚生年金保険の記録が無い。

会社に問い合わせたところ、「昭和10年から38年まで正社員として継続して勤務していたことは事実であり、会社としては、申立人が、採用後、厚生年金保険法が施行され、一般男子労働者が厚生年金保険に適用されることとなった19年10月1日から、厚生年金保険に加入していたのが自然だと考えられます。」との回答があった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管していた人事記録から、申立人は、昭和10年1月8日から38年7月20日までA株式会社に正社員として継続して在籍し、このうち、昭和19年(月日は不明)から22年6月10日までの期間において同社C工場に、同年6月11日からはD支店に電気技手として勤務していたことが認められる。

また、昭和 19 年 10 月 1 日の厚生年金保険法施行により、厚生年金保険の適用対象となる労働者の拡大が図られたところ、事業主は、「昭和 19 年 10 月 1 日において A 株式会社にて正社員として在籍していた申立人についても厚生年金保険に加入させていた。」と回答している。

さらに、事業所名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿が確認できないことから、A 株式会社 C 工場は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できるが、A 株式会社は、「申立期間当時の厚生年金保険の適用状況については、資料が残っていないため確認することができないが、国外の工場においても本社における包括的な適用があった。」と回答していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

加えて、申立期間の標準報酬月額については、A 株式会社における従業員名簿に記載されている給与記録及び申立人と同質性の高い同僚の A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立期間の標準報酬月額から、申立期間の標準報酬月額については昭和 19 年 10 月から 20 年 9 月までの期間は 90 円、20 年 10 月から 21 年 9 月までの期間は 100 円、21 年 10 月から 22 年 5 月までの期間は 180 円、22 年 6 月から同年 8 月までの期間は 200 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和 22 年 9 月 1 日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 19 年 10 月から 22 年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年4月から59年3月まで

私は、町内会の集金人から、「20歳から国民年金保険料を納付した方がよい。」と言われたので、昭和55年ごろ、母が国民年金の加入手続をし、毎月、町内会の集金により国民年金保険料を納付していたと記憶している。

領収書等は保存しておらず、当時の納付した金額も不明であるが、私が社会人になるまでの期間、両親と一緒に国民年金保険料を納付していたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の国民年金任意加入被保険者の記録によると、申立人の国民年金加入手続が行われた時期は、昭和60年3月から同年4月ごろと推測され、制度上、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間当時、申立人の居住する地区において婦人会が存在し、国民年金保険料の集金を行っていたことがうかがえるものの、申立人の母は申立人の国民年金保険料を納付した当時の具体的な状況を記憶しておらず、当該婦人会の関係者から申立人に係る申立期間の国民年金保険料の納付状況に関する証言を得ることができなかつた上、A市において、当該婦人会における申立期間の国民年金保険料の収納状況が分かる関係資料は保管されておらず、申立期間当時の国民年金保険料の納付に關す

る具体的な状況等を確認することができなかった。

さらに、申立人は、「私が社会人になるまで母が国民年金保険料を納付していた。」と申し立てているが、申立人が学校を卒業後、姉が経営するB事業所で勤務を開始した時期は申立期間前である昭和54年2月であり、申立人は申立期間も継続して勤務していたと供述していることから、申立人が社会人になるまで母が国民年金保険料を納付していたとの申立ては不自然である。

加えて、申立期間について、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、それを行ったとする申立人の母が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年3月から54年3月まで

私は、町内会の集金人から、「20歳になったので、親が代わりに納付してはどうか。」と言われたので、昭和48年ごろ、母が国民年金の加入手続をし、毎月、婦人会等が行う集金により国民年金保険料を納付していたと記憶している。

領収書等は保存していないが、申立期間、両親と一緒に国民年金保険料を納付していたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の国民年金任意加入被保険者の記録及び国民年金被保険者台帳によると、申立人の国民年金加入手続が行われた時期は、昭和53年12月から54年1月ごろと推測され、制度上、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間当時、申立人の居住する地区において婦人会が存在し、国民年金保険料の集金を行っていたことがうかがえるものの、申立人の母は申立人の国民年金保険料を納付した当時の具体的な状況を記憶しておらず、当該婦人会の関係者から申立人に係る申立期間の国民年金保険料の納付状況に関する証言を得ることができなかつた上、A市において、当該婦人会における申立期間の国民年金保険料の収納状況が分かる関係資料は保管されておらず、申立期間当時の国民年金保険料の納付に関する具体的な状況等を確認することができなかつた。

さらに、申立人は、母から見せてもらった最初に交付を受けたとする年金手帳はオレンジ色であったと記憶しているが、当該手帳は、昭和 49 年 11 月以降に交付された年金手帳の様式であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人が 20 歳（昭和 48 年*月）から国民年金に加入し国民年金保険料を納付したとする申し立ては不自然である。

加えて、申立期間について、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、それを行ったとする申立人の母が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年10月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和62年10月から平成3年3月まで

私が20歳になった昭和62年*月、私は県外の大学に通っていたが、母が私に代わって、国民年金の任意加入手続をA市役所B出張所で行い、申立期間の国民年金保険料を数か月分ごとまとめて同出張所で納付してくれていた。

母は、私の国民年金の加入は当然のことと認識し、国民年金保険料を間違いなく納めていたにもかかわらず、申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

領収証等は保管していないが、申立期間について国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の国民年金第3号被保険者の資格取得日から、平成4年7月6日から同年12月18日の間にA市において払い出され、その際に学生が国民年金の強制適用被保険者となった平成3年4月までさかのぼって資格を取得したものと推測される。申立期間は申立人が学生であったため、制度上さかのぼって被保険者となることはできず、未加入期間で国民年金保険料を納付できない期間であり、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の母は、「A市役所B出張所で加入手続を行い、送られてきた国民年金保険料納付書を同出張所へ持参し、数か月分ごとまとめて納付した。」と申し立てているが、申立人は、申立期間中は在学していた学校の所在地に住民票を異動しており、A市役所B出張所では国民年

金の加入手続きができないため、A市より国民年金保険料納付書が送付されていたとは認め難い上、A市からは、「当時、市内の各出張所では国民年金保険料の収納業務は行っていなかったため、指定金融機関で納付するよう案内していた。」との回答があり、申立内容には不自然な点が見られる。

さらに、申立人と同様に、母が国民年金保険料を納付していたとする申立人の弟も、学生であった平成元年9月から3年3月までの国民年金任意加入被保険者期間は未加入となっている。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続きや国民年金保険料納付について直接関与しておらず、これを行ったとする申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から39年12月まで

私は昭和37年10月に結婚後、A町にある夫の実家近くに住んでいた。近所の自治会長から国民年金への加入を勧められていたため、39年ごろであったと記憶しているが、タンカー船に乗っていた夫が一時帰宅をした際に相談したところ、夫も勧めてくれたので国民年金の加入を決意した。その際、制度が発足した36年4月分から39年12月分の国民年金保険料45か月分をさかのぼって自治会長宅で納めた。

領収書等の証拠となる資料は転居の際、整理したため保管していないが、納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年ごろ国民年金保険料を、資格取得日である36年4月1日にさかのぼって一括して自治会長に納付したと供述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、社会保険事務所（当時）の国民年金手帳記号番号払出簿から42年2月3日と確認でき、このころ加入手続を行ったと考えられることから、申立人が加入手続をしたと主張する39年ごろの時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、過年度保険料となる期間についても、A町に確認したところ、「町では過年度保険料の収納ができなかったことから、自治会集金人を介しても納付することは不可能であった。」との回答が得られた。

さらに、申立人は加入手続について、自治会長宅で口頭により加入の意志を伝えたのみで、A町に加入手続に行ったことや国民年金手帳の交付を

受けた記憶が無く、加入手続についての記憶が曖昧^{あいまい}である上、加入を勧めた自治会長や申立人の夫も既に他界し、A町も納付組織に関する資料等を保管していないため国民年金保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 1 月 1 日から 4 年 1 月 31 日まで

私は、A株式会社の代表取締役として、事業を営んでいた。

オンライン記録によると、当社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 4 年 1 月 31 日以後に、申立期間に係る私の標準報酬月額が 30 万円から 14 万 2,000 円に引き下げられており、納得できない。申立期間に係る標準報酬月額を当時の報酬に見合ったものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人のA株式会社における申立期間の標準報酬月額については、当初、30 万円と記載されているところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 4 年 1 月 31 日）の後の平成 4 年 3 月 4 日付けで、申立期間のすべてについて、さかのぼって 14 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A株式会社に係る商業登記簿から、申立人が同社の代表取締役であったことが確認できる上、申立人は、申立期間当時、事業所における立場を「事業主」として回答していることが確認できる。

また、申立人は、「社会保険料の滞納はあった。会社の経営状況は悪く、B社会保険事務所（当時）から社会保険料の滞納のことで電話があったと社員から聞いた覚えがある。」と供述していることから、当時、社会保険事務所から保険料納付を強く要請されていたことがうかがえる。

さらに、申立人は、「滞納保険料をB社会保険事務所に出向き、別室において一括して納付した。」と供述しており、その事実関係は当時の資料等が無く確認できないものの、オンライン記録から、申立期間当時、

当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる者からは、「会社の経営状況は思わしくなかった。」旨供述を得ていることから判断すると、申立人が滞納保険料の処理に関与していなかったとは考え難く、申立人は、同社の代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額を引き下げに関与したものと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、「破産により事業を廃止した。整理手続は、会計事務所及び司法書士に依頼した。」と供述している一方で、会計事務所等の名称は記憶にないとしているが、商業登記簿謄本には、「破産により解散」という記載が見られない上、「平成8年6月1日、平成2年法律第64号附則第6条第1項の規定により解散。平成8年6月3日登記。」と記載されていることから判断すると、申立事業所について、職権による閉鎖登記が行われたことがうかがえ、申立人の供述とは矛盾する。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 7 月初旬から 27 年 9 月 9 日まで
② 昭和 30 年 3 月 1 日から 31 年 1 月 31 日まで
③ 昭和 45 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できないとの回答を受けた。

申立期間①は、A 市内にある B 事業所に C 職として、申立期間②は、D 事業所に勤務していた E 職の者が開設した F 事業所に同事業所から派遣された C 職として勤務していた。また、申立期間③は、G 事業所で C 職として勤務していた。

各勤務先において、厚生年金保険料を給与から控除されていたと記憶しており、すべての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、B 事業所が保管する人事記録により、申立人が B 事業所において、申立期間①のうち、昭和 26 年 8 月 1 日から 29 年 7 月 20 日までの期間において勤務していたことは確認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、B 事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは、申立人が厚生年金保険に加入した昭和 27 年 9 月 10 日であるところ、B 事業所が保管する「健康保険・厚生年金保険受領、返納簿」から、申立人は、B 事業所が 27 年 9 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所に該当したことに伴い、同事業所に係る健康保険被保険者証を 27 年 10 月 8 日に、厚生年金保険被保険者証を 27 年 12 月 11 日にそれぞれ受領していることが、申

立人の受領印とともに確認できる。

また、申立人が、「昭和 26 年 7 月から厚生年金保険料を給与から控除されていた。」としていることについては、B 事業所が保管する人事記録における入社日が 26 年 8 月 1 日と確認できる上、同日以降の期間についても、事業主は当時の関係資料が無いため確認することができずとしており、さらに、同僚は連絡先が不明であることから、当時の事情を聴取することができない。

申立期間②については、A 保健所に照会したところ、F 事業所は昭和 34 年 5 月に開設した後、57 年 10 月に閉設していることが確認できる上、事業主も他界し、連絡先が判明する F 事業所における同僚も見当たらないが、申立人が申立期間の前後に勤務していた D 事業所の複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、D 事業所に勤務していた者が開設した F 事業所に、申立人が勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、F 事業所に係る事業所名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿が確認できないことから判断すると、F 事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、D 事業所の同僚の供述から申立人と同様に F 事業所に勤務していたことがうかがえる者についても連絡先が不明であることから、申立期間当時、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述も得られない。

また、申立人は、F 事業所を経営していた H 氏が、職員の給与から厚生年金保険料名目で控除していた金銭を事業所の会計に入れていたことを、D 事業所に勤務していた申立人の妹を通じて知らされたこと、及び申立期間当時の保険料控除について D 事業所の事務長から、「F 事業所は経営難のため、従業員の給与から控除していた社会保険料を同社の会計に入れて社会保険事務所には納付していなかった。」旨回答があったことを申し立てているが、当該申立内容について、申立人の妹は記憶が無い上、D 事業所の事務長も、「当時の状況を照会に来た人がいたことを記憶しているが、申立人が供述する内容について回答した覚えは無い。」と供述している。

さらに、申立人は、「D 事業所から F 事業所に派遣されていた。」と申し立てているが、同事業所は、「申立人が勤務していた当時の人事記録等を廃棄しており、申立人の人事上の処遇状況等は確認できない。また、F 事業所は当事業所に勤務していた者が個人的に開設したもので、D 事業所とは経営的なつながりは無い。」と回答していることから判断すると、申立人が F 事業所で勤務していた期間の給与の支給及び保険料の控除を D 事業所が行っていたとは考え難い。

申立期間③については、事業主は、申立期間当時の人事記録等は既に廃棄しているとしているが、申立人の G 事業所に係る雇用保険の加入記

録（昭和 45 年 11 月 2 日から 47 年 4 月 3 日までの期間）と G 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から確認できる申立人の厚生年金保険の加入期間はほぼ一致していることが確認できるところ、申立人が G 事業所に就職したとしている 45 年 9 月 1 日より以前 3 年以内に同事業所で厚生年金保険の資格を取得している複数の同僚は、厚生年金保険の加入期間と勤務期間に齟齬は無いとしていることから判断すると、同事業所では試用期間は無かったことがうかがえる。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月から 54 年 12 月ごろまで

私は、社会保険事務所（当時）に A 株式会社に係る厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できないとの回答があった。

昭和 52 年ごろに従業員募集の新聞広告を見て、面接を受けて A 株式会社に入社した。同社は社員が 400 人程度で、私は築炉の中のレンガの取替えをしていた。当時の同僚も記憶しており、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時に A 株式会社において厚生年金保険に加入していた者のうち、当時の状況が聴取できた複数の同僚からは、申立人が同社で勤務していたとの供述を得ており、勤務期間は特定できないものの、申立人が A 株式会社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、当時、A 株式会社の社員は 400 人程度と供述しており、健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間における同社の健康保険の整理番号が * から * であることが確認できることから判断すると、社員の多くが厚生年金保険に加入していなかったことがうかがえるところ、申立人が勤務していたことを覚えている作業長の職にあった者は、「申立人が厚生年金保険に加入していたかはわからないが、当時、半数程度の社員は手取りが減ることを理由に、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述している。

また、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も見られない。

さらに、申立期間において、申立人の雇用保険の加入記録を確認することができない。

加えて、事業所名簿によると、A株式会社は、昭和 58 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主から、申立人の厚生年金保険の加入に係る届出及び厚生年金保険料の控除等について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月1日から25年3月1日まで

私は、社会保険事務所（当時）にA株式会社に係る厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できないとの回答があった。

昭和24年2月に父の知り合いを通じてA株式会社に就職した。会社からは、同年3月から正社員となるとの話があり、25年4月14日まで継続して同社に勤務したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無く、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主は、従業員の人事及び給与等に関しては、昭和26年以降の資料しか無く、申立期間の状況は確認できないとしているが、申立人の紹介でA株式会社に就職した同僚は、「自分が就職したのが24年11月ごろであり、それ以前から申立人は勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人は、入社日の特定はできないものの、A株式会社において厚生年金保険被保険者の資格を取得している25年3月1日以前から同社に勤務していたと推認される。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同じ昭和25年3月1日にA株式会社の厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる複数の同僚は、「同社では見習期間があった。見習期間中の厚生年金保険料の控除については覚えていない。」と供述しているところ、当該同僚の入社時期に係る記憶は一致しないものの、全員が入社から厚生年金保険被保険者の資格を取得するまでに相当期間

を要していることが確認できることから判断すると、申立人も同様に見習期間があったことがうかがえる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認すると、健康保険の整理番号は連番で欠番は無く、申立人がA株式会社の正社員として採用されたと主張している昭和 24 年 3 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得している者は見当たらない。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）から、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を昭和 25 年 3 月 1 日に取得したことが確認できるところ、当該資格の取得日はオンライン記録とも一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 6 月 1 日まで

私は、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できないとの回答を受けた。

学校を卒業後、入社試験に合格して昭和 16 年 3 月に A 株式会社（現在は、B 株式会社）C 工場に入社し、配属された D 課で研究開発の業務に従事していた。同工場には、入社から 20 年 10 月末まで継続して勤務しており、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の同僚の供述から、申立人が申立期間において、A 株式会社 C 工場に勤務していたことはいくつかある。

しかし、申立人が、「申立期間当時は、D 課において、研究開発業務に従事していた。」と述べていることから判断すると、申立人は、昭和 17 年 6 月 1 日に施行された労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）で被保険者となることができた男子労働者ではなく、一般職員であったものと推認されるところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同じ D 課の同僚で、一般職員であったと推測される者の厚生年金保険の資格取得日は、申立人と同様に、19 年 6 月 1 日（施行は昭和 19 年 10 月 1 日）となっており、これは、一般職員を含む男子従業員に厚生年金保険被保険者資格の適用が拡大される旨制定された日であることが確認できる。

また、申立人は「配属先は変わっていない。研修はあったが、青年学校に通ってはいない。学校を卒業した後、入社試験に合格して A 株式会社 C 工場に入社した。」と申し立てしているところ、申立人が、申立事業所

において厚生年金保険被保険者記録が同一であるとして名前を挙げた同僚について確認すると、当該同僚の供述から、当該同僚は青年学校に通いながら勤務していたことが確認できることから、申立人と当該同僚の入社経緯等は同一ではなく、厚生年金保険被保険者資格の適用についても異なっていたことがうかがえるところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該同僚と入社日及び青年学校が同一であった複数の者の厚生年金保険被保険者の資格取得は、いずれも昭和 17 年 6 月 1 日であることが確認できる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳索引票による厚生年金保険の資格取得日は、いずれも昭和 19 年 6 月 1 日であり、オンライン記録と同一であることが確認できる。

このほか、B 株式会社では、当時の関係資料を既に廃棄している上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 11 月 30 日から 26 年 8 月 2 日まで
私の夫は、昭和 22 年 6 月 1 日に A 株式会社 B 出張所 (現在は、C 株式会社) に就職し、C 株式会社を退職する 34 年 8 月 31 日までの期間、経理部長兼 D 地区担当総支配人として勤務した。

しかし、昭和 22 年 11 月 30 日から 26 年 8 月 2 日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていない。申立期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていたことを示す資料は無いが、申立期間も間違いなく C 株式会社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

C 株式会社に係る商業登記簿から、申立人は、昭和 22 年 9 月 12 日から同年 10 月 16 日までの期間は取締役、同年 11 月 5 日から 23 年 5 月 21 日までの期間は監査役、同日から 34 年 8 月 31 日までの期間は取締役であったことが確認できるところ、複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において役員として常勤していたこと及び経理部長として勤務していたことが認められる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時の C 株式会社に於ける申立人を除く 18 人の役員のうち、厚生年金保険の被保険者であった役員 3 人の被保険者記録を確認したところ、昭和 29 年 9 月 12 日に取締役に就任した一人及び同年 11 月 5 日に取締役に就任した二人は、いずれも申立人と同じく同年 11 月 30 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることから判断すると、C 株式会

社は申立期間において、役員の厚生年金保険の適用に関して何らかの方針の下に、申立人の申立期間に係る被保険者資格の喪失手続を行ったことがうかがえる。

また、C株式会社は「事業主は、申立期間当時から3回から4回にわたって替わっている上、当時の人事記録及び給与関係書類が保管されていないことから、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたかについては確認できない。」と述べている上、C株式会社に係る厚生年金保険の被保険者期間を有する前述の3人の役員、同僚の経理課長及び社会保険関係の事務担当者は既に亡くなっており、申立人の厚生年金保険の適用に関する事情等を聴取することができない。

さらに、「申立人は、申立期間において経理部長兼D地区担当総支配人として勤務していた。」と主張しているが、複数の同僚は「申立人は経理担当者として本社で勤務していた。D地区に常勤したことは無い。」と証言しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は申立期間中の昭和24年8月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当したC株式会社D地区の事業主であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 26 日から同年 12 月 1 日まで

私は、平成元年 10 月 26 日から A 事業所に就職したが、厚生年金保険の被保険者記録は同年 12 月 1 日の加入となっている。

就職直後は B 株式会社 C 支店で研修を受けながら A 事業所に勤務し、その後、A 事業所の支店で新規開店した D 店において平成 2 年 12 月末まで勤務した。

A 事業所に勤務した平成元年 10 月 26 日から同年 12 月 1 日までの厚生年金保険の未加入期間を加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間において A 事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人と同日に A 事業所に入社し、申立人と同様に A 事業所の支店である D 店に開店当初から勤務していたと供述する同僚のオンライン記録（申立期間に係る国民年金保険料は納付済となっている。）によると、A 事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は申立人と同様に平成元年 12 月 1 日となっており、事業主は当時、すべての従業員について入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、オンライン記録によると、A 事業所は平成 7 年 5 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主の連絡先は不明である上、そのほかの同僚も申立期間当時の A 事業所における厚生年金保険の取扱いについては不明としていることから、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせ

る事情を見いだすことができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。